

平成 14 年 7 月 13 日 制 定
平成 16 年 8 月 1 日 一部改正
平成 17 年 8 月 6 日 一部改正
平成 18 年 8 月 5 日 最終改正

1. 目的及び事業

第 1 条 本会は、学校教育の振興と会員相互の連帯の強化を図り、東京農業大学と義務教育及び高校教育との連携・協力を図ることを目的とし次の事業を行う。

各種諸会議の実施

教育の発展に関する事業の実施

教育に関する調査・研究並びに情報交換の実施

その他必要と認める事業

2. 会員及び役員

第 2 条 本会の会員は次の者とする。

通常会員

東京農業大学を卒業し義務教育及び高等学校教育、教育関係機関に籍を置く教職員及び退職教職員。

東京農業大学及び同短期大学部に勤務する教職員で入会を希望する者。

準 会 員

東京農業大学に在籍し、教職課程を履修している学生。

第 3 条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名

副 会 長 5 名

代表幹事 若干名

地区幹事 当分の間、各都道府県ごとの設立発起人とする。

監 事 若干名

第 4 条 本会に名誉会長、名誉顧問、顧問、参与をおく。

名誉会長は、東京農業大学長（現職）とする。

名誉顧問は、東京農業大学理事長（現職）、東京農業大学校友会長（現職）とする。

顧問は、教職・学術情報課程主任（現職）、本会会長経験者及び本会の発展に多大なる功績があり、代表幹事会より推挙された者とする。

参与は、教職・学術情報課程に所属する教員、教職等支援課職員とする。

第 5 条 役員の選出は、次の各号の定めるところによる。

会長、副会長は、代表幹事の中から選出する。

代表幹事並びに監事は、会員の中から選出し総会の承認を得る。

地区幹事は、各都道府県ごとに 1 から 3 名とする。

第 6 条 役員の任務は、次の各号の定めるところによる。

会長は、本会を代表し会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。

代表幹事は、常時会務を分担執行する。

地区幹事は、各都道府県を代表し、各都道府県における会務を執行する。

監事は、事業及び会計に関する監査を行う。

第 7 条 役員の任期は、2 年とし再任を妨げない。

補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 会 議

第 8 条 本会は、年 1 回総会を開催する。会長は、必要と認めたときは臨時に総会を開くことができる。また、緊急の際は、代表幹事を招集して総会にかえることができる。ただし、その議決した事項は、速やかに地区幹事に報告するとともに、総会にも報告しなければならない。

第 9 条 総会の議長団は、その都度会員の中から選出する。

第 10 条 代表幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

第 11 条 総会で審議する事項は、事業報告、事業計画、予算、決算、代表幹事並びに監事の選任、会則の改正等とする。

第 12 条 代表幹事会は、必要に応じて開催し、会務について審議する。

第 13 条 会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、総会は、地区幹事の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数による。この場合において、地区幹事が委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。

4. 会 計

第 14 条 本会の事業は、会費、寄付金、その他の収入によって賄うものとする。

第 15 条 会費は必要に応じて徴収することができる。

第 16 条 会費の納入は、各都道府県で取りまとめ、運営事務局に納入するものとする。

第 17 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 18 条 運営事務局は、事業年度終了後、すみやかに収支決算書、事業報告書を作成し、代表幹事会に提出しなければならない。

第 19 条 代表幹事会は、事業年度終了後、運営事務局から提出された収支決算書、事業報告書を監事の監査を経たのち、総会に提出しなければならない。

5. 事務局

第 20 条 本会の運営にあたる運営事務局は、会長勤務校に置く。

第 21 条 本会の大学事務局を東京農業大学に置く。

第 22 条 運営事務局には会長が必要と認めた場合は、会員の中から事務局員を置くことができる。